

令和 3 年 1 0 月 1 日
令和 5 年 1 1 月 1 日
令和 6 年 6 月 1 日
社会福祉法人 北野健寿会
理 事 長 決 定

特別養護老人ホーム 西陣憩いの郷 高齢者虐待防止のための指針

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この指針は、社会福祉法人北野健寿会（以下「法人」という。）が運営する特別養護老人ホーム西陣憩いの郷（以下「施設」という。）において、すべての利用者の権利が擁護され、利用者が安心・安全に適切な介護サービスを利用することができるよう、高齢者虐待を防止するための体制を整備することを目的とする。

（虐待の定義）

第 2 条 この指針において「虐待」とは、施設の職員が施設サービス又は短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する利用者に対して行う、次の各号に掲げる行為をいう。

（1）身体的虐待

- ア 利用者の身体に外傷が生じ、あるいは生じるおそれのある暴力を加える行為
- イ 正当な理由なく利用者の身体を拘束する行為

（2）介護放棄

- ア 必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- イ 利用者の状態に応じた治療や介護を怠り、又は医学的診断を無視した行為
- ウ 必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為
- エ 利用者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- オ その他職務上の義務を怠る行為

（3）心理的虐待

- ア 威嚇的な発言、態度
- イ 侮辱的な発言、態度
- ウ 利用者やその家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
- エ 利用者の意欲や自立心を低下させる行為
- オ 心理的に利用者を不当に孤立させる行為

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、あるいは利用者にわいせつな行為をさせること

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、又は利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

（基本方針）

第 3 条 利用者に対する虐待又は虐待が疑われる不適切な介護（以下「虐待等」という。）を未然に防止するため、施設及び施設の職員は次の取組を実施するものとする。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止のための取組
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質向上のための取組
- (3) 権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための教育研修の取組
- (4) 本指針の定期的な見直し及び周知徹底の取組

(職員の責務)

第4条 職員は、施設内における高齢者虐待は、外部からの把握が困難な特徴があることを認識し、常に虐待等の早期発見に努めなければならない。

- 2 職員は、利用者、利用者の家族又は他の職員から虐待等の通報があったときには、本指針に沿って対応しなければならない。

第2章 虐待等の対応体制

(虐待防止委員会)

第5条 施設での虐待等の未然防止と虐待通報の審査・対応策を協議するため、施設に「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長1名・副委員長2名・内部委員6名に、高齢者虐待の専門家たる外部委員1名を加えた10名で構成し、各々、別表に掲げる施設職員等を充てる。

(委員等の任期)

第6条 委員長、副委員長及び各委員（以下、「委員等」という。）の任期は、各年度初回の委員会終結の時からその翌年度初回の委員会終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期期間中に委員等の欠員が生じたときは、理事長が後任の委員等を指名する。
- 3 前項による後任委員等の任期は、前任委員等の残任期間とする。

(委員会の役割)

第7条 委員会は、虐待等の未然防止に向け、次の事項を審議する。

- (1) 指針の見直しに関すること
- (2) 職員研修の実施に関すること
- (3) 虐待等の相談・報告体制の整備に関すること
- (4) 虐待等の要因分析及び再発防止策の構築に関すること
- (5) 再発防止策の進捗管理、効果測定及び見直しに関すること

(委員会の招集等)

第8条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長に事故等があり、又は業務の都合上やむを得ないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は、原則として、年4回（3箇月に1回）定期に開催し、うち少なくとも1回は外部委員の出席を得て開催するものとする。なお、委員長は、緊急の必要がある場合、定期の委員会のほか、臨時に委員会を招集し、開催することができるものとする。

(虐待防止責任者等)

第9条 委員会を機能的に運営し、虐待等の未然防止の取組を適切に実施するため、施設に次の責任者及び担当者を置き、当該各号に掲げる者をその職に充てる。

- (1) 虐待防止責任者 委員長（施設長）
- (2) 虐待防止担当者 内部委員（介護主任）

第3章 虐待等の通報・解決・支援

（虐待等の通報・受付）

- 第10条 利用者本人又はその家族、若しくは職員から、虐待等の通報があったとき、施設は、本方針に基づき適切に対応しなければならない。
- 2 職員は、虐待等を発見したときは、上司を通じ、又は直接に虐待防止担当者に通報しなければならない。
- 3 虐待等に係る苦情通報は、書面又は口頭により受け付け、次条以下の取組により解決を図るものとする。

（虐待等の報告）

- 第11条 虐待防止担当者は、通報内容を取りまとめ、虐待防止責任者（施設長）に報告する。
- 2 虐待防止責任者は、通報内容に関し、虐待等の疑いが認められた場合には、すみやかに京都市に報告する。

（虐待等の調査）

- 第12条 虐待防止責任者は、通報にあった虐待等の全容を明らかにするため、必要に応じ、関係職員をして、通報者、当事者たる利用者及び職員並びにその他関係者から事情を聴取するものとする。
- 2 虐待防止責任者は、必要に応じ、高齢者虐待の専門家たる外部委員に助言を求めることができるものとする。

（調査後の対応・対策）

- 第13条 虐待等の調査の結果、虐待等の事実が認められた場合、虐待防止責任者は次の対応・対策を講じるものとする。
- (1) 京都市への全容報告
- (2) 必要に応じ、当事者たる職員に対する処分
- (3) 委員会を招集し、虐待等の全容報告及び再発防止策の検討・協議
- (4) 再発防止策の職員周知及び実施

（未然防止の取組）

- 第14条 施設及び職員は、虐待等の発生を未然に防止するため、次の未然防止対策に取り組むものとする。
- (1) 高齢者虐待の専門家等による職員研修の実施
- (2) 「虐待発生の早期発見チェックシート」による早期通報の定着化

（成年後見制度の利用支援）

- 第15条 施設及び職員は、利用者の権利を擁護し、虐待防止を図るため、利用者及び家族に対し、成年後見制度の利用を支援するものとする。

第4章 その他

（閲覧）

- 第15条 本指針は、施設内に掲示するとともに施設ホームページにも掲載し、広く施設内外の閲覧に供するものとする。

（その他）

- 第16条 本指針の運用に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この指針は、令和３年１０月１日から施行する。
- 2 この指針は、令和５年１１月１日から施行する。
- 3 この指針は、令和６年 ６月１日から施行する。

(別表)

虐待防止委員会の構成

職名	職を充てる施設職員等	備考
委員長	施設長	虐待防止責任者
副委員長	事務長	
	介護長	
内部委員	介護主任	虐待防止担当者
	看護主任	
	介護支援専門員	
	生活相談員	
	介護フロアリーダー	
	介護ユニットリーダー	
外部委員	虐待に精通した法律の専門家	